

第2章 低炭素社会の推進

第2章では、低炭素社会の推進に向けた取組について掲載しています。

工業化以降、人為起源の温室効果ガスが大量に排出されることで、地球が過度に温暖化するおそれが生じています。温室効果ガスの排出を抑制するために、省エネルギーの推進や多様な低炭素型エネルギーの確保など、様々な施策を行っています。

◆目指す姿

- 省エネルギー型のライフスタイル・ビジネススタイルが浸透し、地域の特性を活かした太陽光、太陽熱、風力などの再生可能エネルギーが活用され、森林の適正管理が進むなど、着実に温室効果ガスの排出削減と吸収源に関する対策（緩和策）が進んだ社会。
- 集中豪雨などの自然災害に備えたインフラ整備や、高温に強い農作物の品種開発・普及などの対策（適応策）が進み、気候変動の影響による被害を防止・軽減し、迅速に回復できる社会。

◆指標

指標項目	計画策定時	最終年度目標値	進捗
家庭（世帯当たり）におけるエネルギー消費量	29GJ／世帯 （平成26（2014）年度）	27GJ／世帯 （令和4（2022）年度）	△ 29GJ／世帯 （平成29（2017）年度）
事業所（床面積当たり）におけるエネルギー消費量 <small>（注：推計に用いる統計データの変更により見直し）</small>	1.12GJ／m ² （平成26（2014）年度）	1.05GJ／m ² （令和4（2022）年度） <small>（注：推計に用いる統計データの変更により見直し）</small>	○ 1.09GJ／m ² （平成29（2017）年度）
再生可能エネルギー導入容量	192万kW （平成28（2016）年度）	230万kW （令和3（2021）年度）	◎ 249万kW （令和元年（2019）年度）
公共建築物等における木材利用量	7,603m ³ （平成28（2016）年度）	10,000m ³ （令和3（2021）年度）	○ 9,711m ³ （令和元（2019）年度）

※進捗状況凡例； ◎ 目標値達成、○ 向上、△ 横ばい、▽ 後退

第1節 地球温暖化問題の現状

【環境保全課】

〔地球温暖化対策の推進に関する法律、気候変動適応法〕

地球温暖化は、私たち人間の活動によって排出される二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの増加によって引き起こされます。世界の平均地上気温は、100年あたり0.74℃の割合で上昇しており、大きな社会問題となっています。

1 地球温暖化問題の概要

工業化以降、人為起源の二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスが大量に排出されることで、地球が過度に温暖化するおそれが生じています。特に二酸化炭素は、化石燃料の燃焼などによって膨大な量が排出されています。

今後、現在と比較して厳しい地球温暖化対策がなされない場合、21世紀末には地上気温は2.6～4.8℃上昇し、厳しい地球温暖化対策がなされた場合でも0.3～1.7℃の上昇は避けられないとされています。

地球温暖化による気候変動は、既存のリスクを増幅し、私たちの生活や自然界に新たなリスクを引き起こすことが見込まれ、真夏日・熱帯夜の増加、真冬日の減少、集中豪雨・ゲリラ豪雨の多発、台風の規模拡大などによ

る農作物の不作や洪水、土砂災害の発生といった影響をもたらすことが考えられます。

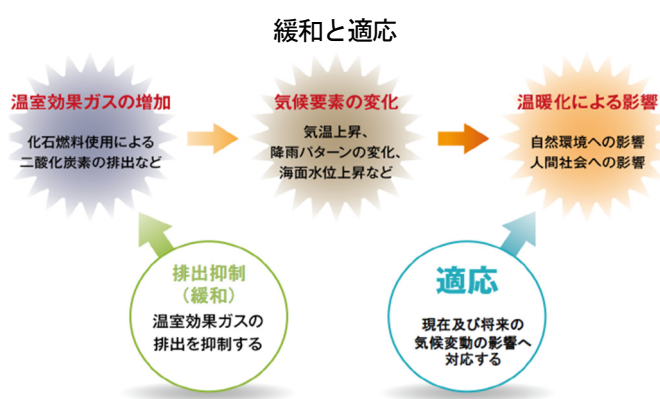
また、年降水量の変動幅が大きくなることで、大雨の頻度が増加する可能性がある一方で、渇水リスクが高まることも懸念されています。さらに、気温の上昇等が長期的な植生の変化や動植物の生態・活動への影響をもたらすことが予測されており、私たちの健康についても、熱中症やデング熱等蚊媒介感染症が広がるおそれがあります。

このような気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出抑制（緩和）に加えて、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して適応を進めることが求められています。

気候変動の影響

分野	予測される気候変動の影響
農業、森林・林業、水産業	一等米比率の低下 病害虫の発生増加や分布域の拡大 山くずれ、土石流、地すべり等の発生頻度の増加 マイワシ等の分布回遊範囲の変化（北方への移動等）
水環境・水資源	水質の悪化 無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加
自然生態系	ニホンジカの生息域の拡大、造礁サンゴの生育適域の減少
自然災害・沿岸域	大雨や短時間強雨の発生頻度の増加と大雨による降水量の増大に伴う水害の頻発化・激甚化 海面上昇や強い台風の増加等による浸水被害の拡大、海岸侵食の増加 土石流、地すべり等の発生頻度の増加や規模の拡大
健康	夏季の熱波が増加、熱中症搬送者数の倍増 感染症を媒介する節足動物の分布域の拡大
産業・経済活動	夏季の観光快適度の低下、海面上昇による砂浜の減少
国民生活・都市生活	短時間強雨や渇水頻度の増加等によるインフラ・ライフラインへの影響 都市域でのより大幅な気温の上昇

【出典：「気候変動の影響への適応計画」（環境省）から抜粋】



【出典：中央環境審議会 第129回地球環境部会資料（環境省）】

2 国際的な枠組みの下での日本の取組

(1) 国連気候変動枠組条約

温室効果ガスの大気中濃度を自然の生態系や人類に危険な悪影響を及ぼさない水準で安定化させることを究極の目的として、平成4(1992)年に「気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「気候変動枠組条約」）が採択されました。

(2) 京都議定書

平成9(1997)年の気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3、以下締約国会議を「COP」という。）において「京都議定書」が採択され、17(2005)年に発効しました。

京都議定書においては、先進各国に2(1990)年を基準年として20～24(2008～2012)年の第一約束期間における温室効果ガス排出削減目標が定められました。中国やインドなど途上国は削減義務を負わず、当時最大の排出国だったアメリカが後に離脱するなどの問題点があったものの、先進各国の削減目標を定めた初めての国際的な枠組みとなりました。

24(2012)年のCOP18において、25～令和2(2013～2020)年の第二約束期間における削減目標が定められましたが、全ての国が参加しなければ公平かつ実効的な国際的な枠組みにつながらないことから、我が国は参加していません。

(3) パリ協定

平成27(2015)年にパリで開催されたCOP21において、令和2(2020)年以降の国際的な

枠組みとして、全ての国が参加し、平均気温上昇を産業革命以前に比べ2°C未満に抑え、1.5°C以下に抑える努力をすることを世界共通目標としたパリ協定が採択され、28(2016)年に発効しました。パリ協定では、気候変動の影響への適応計画プロセスや行動の実施も規定されています。

(4) 日本の取組

我が国では、京都議定書第一約束期間において、温室効果ガスを6%削減する目標を掲げていました。京都議定書目標達成計画に基づく取組が進められた結果、森林等吸収源や京都メカニズムクレジットを加味すると5か年平均で8.7%削減となり、6%削減目標を達成しました。

我が国は、京都議定書第二約束期間に参加せず、令和2(2020)年の削減目標を定め、その達成に向けて、引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくこととしました。

平成27(2015)年、我が国は、12(2030)年度に温室効果ガス排出量を25(2013)年度比26.0%削減(17(2005)年度比25.4%削減)する目標を定めました。

また、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対して適応を進めるため、27(2015)年に「気候変動の影響への適応計画」が策定され、28(2016)年には、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための「地球温暖化対策計画」が策定されました。

さらに、30(2018)年12月には、適応策の更なる充実・強化を図るため、「気候変動適応法」が施行されました。

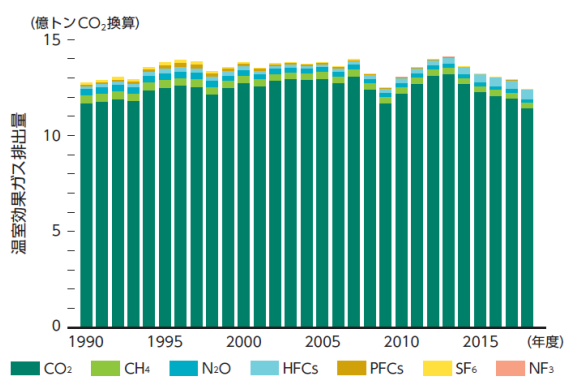
3 日本の温室効果ガスの排出状況

平成23(2011)年に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故以降は、我が国のエネルギーを巡る環境が大きく変化し、原子力発電所停止による火力発電所の稼働増によって発電の際に発生する二酸化炭素が増加することとなりました。

日本の30(2018)年度の温室効果ガス総排出量*は、約12億4,000万トンでした。前年度比3.9%減少、地球温暖化対策計画の基準年である25(2013)年度と比べ、12.0%減少しています。この要因は、省エネ等によるエネルギー消費量の減少に加え、再生可能エネルギーの導入拡大や原発の再稼働等に伴う電力由来の二酸化炭素排出量が減少したことなどが考えられます。

*二酸化炭素換算量。以下同じ。

日本の温室効果ガス総排出量



第2節 総合的な地球温暖化対策の推進

【環境保全課】

〔地球温暖化対策の推進に関する法律、気候変動適応法〕

本県では、県民、事業者の二酸化炭素排出量の削減目標を設定するとともに、環境県民会議、地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員などと連携しながら、温室効果ガス削減に向けた取組を推進しています。

1 福岡県地球温暖化対策実行計画の策定

本県は、国の地球温暖化対策計画を踏まえ、平成29(2017)年3月に「福岡県地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

この計画では、令和12(2030)年度における本県温室効果ガス排出量を25(2013)年度比26%削減する目標を定めています。また、家庭、事業者、自動車から排出される二酸化炭素の削減目標を設定し、各主体に期待される取組も提示しています。

さらに、目標の達成に向けた省エネルギー対

策の推進や再生可能エネルギーの導入促進、森林の適正管理など「温室効果ガスの排出削減と吸収源対策」に加え、農林水産業、水資源、自然生態系、自然災害、健康に関する「気候変動の影響への適応」に取り組んでいます。

本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」であるとともに、令和元(2019)年8月、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」に位置づけました。

福岡県地球温暖化対策の施策体系

温室効果ガスの排出削減と吸収源対策(緩和策)	温室効果ガスの排出削減	
	省エネルギー対策の推進	家庭における取組
		オフィスビル・店舗・中小企業の工場等における取組
		農林水産業における取組
		運輸(自動車)における取組
		公共施設における取組
		低炭素型の都市・地域づくりの推進
	二酸化炭素以外の温室効果ガス排出削減の推進	
	多様なエネルギーの確保	再生可能エネルギーの導入促進
		水素エネルギー利活用の推進
温暖化対策に資する取組の促進	循環型社会の推進	
	環境教育の推進	
	国際環境協力の推進	
吸収源対策	吸収源対策	
	森林の適正管理	
	まちの緑の創造	
	二酸化炭素固定化のための県産材の長期的利用	
気候変動の影響への適応(適応策)	農林水産業に関する対策	
	水資源に関する対策	
	自然生態系に関する対策	
	自然災害に関する対策	
	健康に関する対策	

2 福岡県地球温暖化対策実行計画の進捗状況

(1) 温室効果ガス排出量

平成 29 (2017) 年度の本県温室効果ガス排出量は 6,043 万トンでした。福岡県地球温暖化対策実行計画の基準年である 25 (2013) 年度比では 11.5%減少、前年度比では 0.7%の減少となっています。

29 (2017) 年度の本県の主体別温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量は、下表のとおりです。

福岡県地球温暖化対策実行計画の基準年度である 25 (2013 年) 年度に比べ、家庭部門における 1 世帯当たりの排出量は 28.4%の減少、業務部門における事業所床面積当たりの排出量は 27.6%の減少、自動車部門における 1 台当たりの排出量は 7.9%の減少となっています。

また、電力の排出係数[※]の影響を受けないエネルギー消費量においても、家庭部門における 1 世帯当たりのエネルギー消費量は 9.3%の減少、業務部門における事業所床面積当たりのエネルギー消費量は 3.2%の減少となっています。

福岡県の温室効果ガス総排出量

温室効果ガス排出区分	基準年度 (2013年度) 排出量	前年度 (2016年度) 排出量	現況 (2017年度)			削減目標 (2030年度)
			排出量	前年度比	基準年度比	
合計	6,830	6,088	6,043	▲0.7	▲11.5	▲26.0%
二酸化炭素	6,616	5,839	5,786	▲0.9	▲12.6	—
エネルギー転換部門 (発電所等)	66	57	56	▲2.8	▲15.8	—
民生(家庭)部門	869	675	648	▲4.0	▲25.4	—
民生(業務)部門 (商業・サービス・事務所等)	994	760	729	▲4.1	▲26.7	—
産業部門 (工場等)	2,827	2,580	2,585	0.2	▲8.6	—
運輸部門 (自動車・船舶等)	1,103	1,042	1,040	▲0.2	▲5.8	—
工業プロセス部門 (セメント製造等)	686	655	656	0.1	▲4.3	—
廃棄物部門 (一廃・産廃)	71	69	73	5.8	2.3	—
メタン	41	38	36	▲3.3	▲11.7	—
一酸化二窒素	50	45	45	▲0.2	▲8.8	—
代替フロン等4ガス (HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃)	123	166	175	5.6	42.8	—

福岡県における主体別温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の状況

部門	削減目標 (2030年度)		基準年度 (2013年度)	2016年度	2017年度		
			排出・消費量	排出・消費量	排出・消費量	前年度比	基準年度比
全体	温室効果ガス	▲26%	6,830万t	6,088万t	6,043万t	▲0.7%	▲11.5%
	エネルギー消費量	—	608,996TJ	583,505TJ	585,939TJ	0.4%	▲3.8%
家庭	(1世帯当たり)CO ₂ 排出量	▲41%	3,789kg	2,857kg	2,712kg	▲5.1%	▲28.4%
	(同上)エネルギー消費量	▲20%	31.6GJ/世帯	29.1GJ/世帯	28.7GJ/世帯	▲1.5%	▲9.3%
業務	(床面積当たり)CO ₂ 排出量	▲44%	158kg	119kg	114kg	▲4.4%	▲27.6%
	(同上)エネルギー消費量	▲22%	1.13 GJ/m ²	1.08 GJ/m ²	1.09 GJ/m ²	0.6%	▲3.2%
自動車	(1台当たり)CO ₂ 排出量	▲24%	2,952kg	2,743kg	2,718kg	▲0.9%	▲7.9%

(2) 地球温暖化対策関連施策の実施

本県では、計画で示した施策体系に基づき、省エネルギー対策の推進、多様なエネルギーの確保、森林の適正管理等の「緩和策」と、気候変動の影響による被害の防止・軽減を図る「適応策」の両面から様々な施策に取り組んでいます。

また、地球温暖化対策施策の総合調整と情報共有を行い、県内における地球温暖化対策を一元的に推進する福岡県地球温暖化対策連絡調整会議(15課1室)において新たな施策を検討する等、計画の目標達成に取り組んでおり、今後とも県民、事業者、市町村等と連携・協力し、施策を総合的に推進していくこととしています。

※1kWh発電時に排出される二酸化炭素排出量。

第3節 温室効果ガスの排出削減に関する対策（緩和策）

〔建築物省エネ法、エコまち法〕

本県では、家庭・事業者等における省エネルギー対策をはじめ、地域の特性を活かした再生可能エネルギーの普及、効率的なエネルギー利用等を進め、環境に配慮した持続的発展が可能な社会を目指します。

1 家庭における取組

【環境保全課】

(1) 福岡県地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策の普及啓発活動の拠点として、(一財)九州環境管理協会を「福岡県地球温暖化防止活動推進センター」に指定し、次のような活動を行っています。

- ・ホームページや広報誌を活用した情報発信
- ・県民等からの照会・相談への対応
- ・学習教材や啓発資材の作成・貸出
- ・各種講師の派遣
- ・地球温暖化防止活動推進員の活動支援
- ・うちエコ診断の実施
- ・環境家計簿の作成・普及
- ・温室効果ガス排出量の調査・算定

(2) 地球温暖化防止活動推進員

地域に密着した地球温暖化対策の普及啓発を行うため、各市町村長からの推薦に基づき福岡県地球温暖化防止活動推進員を委嘱しています。

現在、94名の推進員が、家庭や地域における地球温暖化防止の取組を促進するため、県内各地で次のような活動を展開しています。

- ・環境学習会・研修会等の開催
- ・児童・生徒等を対象とした出前講座
- ・市町村主催イベント等でのブース出展
- ・地域住民等からの相談対応

(3) エコファミリー応援事業

家庭における地球温暖化対策を推進するため、省エネや省資源などの地球環境にやさしい活動に取り組む県民をエコファミリーとして募集し、参加登録した県民を企業や行政が応援する「エコファミリー応援事業」を実施しています。

令和2(2020)年3月から、スマートフォンアプリ「ふくおかエコファミリー応援アプリ(エコふぁみ)」を運用開始しており、簡単にエコファミリーに登録ができるようになりました。このアプリでは、協賛店で割引等が受けられるパスポートを取得できるほか、エコ活動に取り組んでポイントを貯めると、抽選でプレゼントがもらえるなど、楽しみながら地球環境にやさしい活動に参加できます。さらに、「ふくおかエコライフ応援 book(福岡県環境家計簿)」を用いて、上半期(4月～9月)及び下半期(10月～翌年3月)における家庭での電気、ガス、水道、

地球温暖化防止活動推進員による街頭啓発活動

お祭りなどの地域のイベントで、クイズや実験を交えながら省エネ・節電を呼びかけたり、幼稚園や小学校へ講師として出向き、環境に関する講座を行ったりしています。

【推進員の活動報告】 <https://www.ecofukuoka.jp/advice/4121.html>



ガソリン等の使用量を報告した世帯に、抽選で協賛企業から提供いただいた賞品を進呈しています。

ふくおかエコファミリー応援アプリ



(4) ふくおかエコライフ応援サイト

いつでも・どこでも手軽に省エネルギーに取り組めるよう、パソコンや携帯端末で利用できる「ふくおかエコライフ応援サイト」(URL : <https://www.ecofukuoka.jp>)を開設しています。

このサイトには、事業者のエネルギーの使用量や光熱水費等を管理できる環境家計簿機能を設けています。本県の施策・事業や家庭・事業所での取組の参考となる各種情報、県内の環境関連イベント情報などを掲載しています。

また、平成 21 (2009) 年度に本県の地球温暖化対策マスコットキャラクター「エコトン」が誕生しました。エコトンは、その後本県の広報部長に任命され、本県のマスコットキャラクターとして活躍の場が広がっています。

エコトンファミリー



(5) 住宅の省エネルギー化

【住宅計画課】

本県では、LED照明、家庭用燃料電池など

の省エネルギー機器やエネルギーを効率的に利用する住宅の普及などにより、「低炭素社会・循環型社会に寄与し将来世代に継承できる良質な住宅ストック形成」を目指しています。

<住宅情報提供推進事業>

県民の住宅における環境負荷低減の必要性の理解を深めるため、「生涯あんしん住宅」において省エネ性能や創エネ機器について展示し、効果的な活用に関する技術や効果に関する情報提供を進めています。

2 事業所における取組

(1) エコ事業所応援事業

【環境保全課】

事業所における省エネルギー・省資源等の地球温暖化対策を推進するため、平成 19 (2007) 年度からエコ事業所応援事業を実施しています。次の活動に取り組むことを宣言する事業所を募集しており、令和 2 (2020) 年 3 月末現在で約 3,600 の事業所が参加しています。

- ・電気使用量の削減に向けた取組
- ・自動車燃料使用量の削減に向けた取組
- ・その他の地球にやさしい活動

また、事業所における環境への取組を支援・促進するため、エコアクション 21 (環境マネジメントシステム) の導入セミナーを開催するとともに、認証取得に向けた無料のコンサルティング会を開催しています。

(2) 中小企業のための省エネルギー促進

【環境保全課】

中小企業における温暖化対策は特に重要であるため、事業所における省エネルギーの取組を促進し、地球温暖化防止と企業振興に貢献することを目的として、平成 22 (2010) 年 7 月に「福岡県省エネルギー推進会議」を設置しました。民間企業、事業者団体及び行政機関等の 26 団体で構成され、次のような事業の実施を通じ、中小企業等のエネルギーコストの低減及び温室効果ガス排出量の削減を推進しています。

ア 省エネルギー相談事業

省エネルギーに関する無料の相談窓口を開設しています。必要に応じて専門家を派遣し、現地相談を行った上で、省エネルギー設備への更新や現有設備の運用改善方法について中立・公正な助言及び提案を行っています。

イ 省エネルギー情報発信事業

環境保全に資する優良な技術や製品を紹介する展示会を開催しています。(令和2年度は中止)

ウ 省エネルギー人材育成事業

県内事業者を対象に省エネルギーに関する各種講座等を開催し、省エネルギーに係る人材の育成を支援しています。

セミナーの様子



具体的には、企業の経営層・経営スタッフを対象に環境経営に取り組むメリットや先進企業の事例紹介を行う講座や、各種機器・設備の運用改善手法等に関する技術者向け講座、国が実施する省エネ補助金の紹介や申請に向けた準備のポイントなどを解説する講座・相談会等を開催しています。

(3) 病院及び診療所の省エネルギー化の促進

【医療指導課】

病院及び診療所における地球温暖化対策の取組を推進し、省エネルギー化を促進するため、温室効果ガス総排出量の削減が見込まれる設備整備を実施する病院及び診療所に対し助成を行っています。

3 農林水産業における取組

(1) 木質バイオマスのエネルギー利用の促進

【林業振興課】

本県では、化石燃料の代替資源として間伐材等に由来する木質チップを利用するため、木材チップパーや木質バイオマスボイラーの導入を推進しています。

木質チップの原料には、主に建築廃材や傷が入った低質材などが活用されますが、造材時に発生する梢端材や根元材等は、搬出コストがかかることから大部分が利用されず林地に残されています。

この林地残材の利用拡大を図るため、林業事業者等を対象に研修会を実施し、令和元(2019)年度は80人が参加しました。研修会では、林地残材を活用する必要性や効率的な搬出方法などについて情報提供を行ったほか、実際の搬出作業に関して意見交換を行いました。

今後も、林地残材の利用拡大に努め、木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。

研修会の様子



(2) 農林水産物の地産地消

【食の安全・地産地消課】

地産地消は、輸送にかかるエネルギーの削減など環境負荷低減にも寄与します。本県では、地産地消を推進するため、積極的に県産農林水産物を利用し、農林水産業を応援する「ふくおか農林漁業応援団」づくりを進めています。

令和2(2020)年3月末現在で、「地産地消応援ファミリー」は42,106世帯、「地産地消応援の店」は1,558店舗、「農林漁業応援団体」は519団体となり、県民による応援の輪は着実に広がっています。

4 運輸における取組

(1) エコドライブの普及・促進

【環境保全課】

本県では、自動車からの二酸化炭素排出量を削減するため、環境負荷軽減に配慮した運転であるエコドライブの普及・促進を通して、県内における温室効果ガス排出量の削減に努めています。

(2) 交通の円滑化

ア 道路

【公園街路課、道路維持課、道路建設課、警察本部】

本県の都市活動における二酸化炭素排出量の約2割を運輸部門が占め、運輸部門のうち、約9割を自動車が占めている状況であり、二酸化炭素排出量の削減が求められています。

円滑な交通を確保し、排出ガスの抑制を図るため、以下の交通環境対策に取り組み、省エネルギー化を推進しています。

- ・踏切での渋滞解消のための鉄道の連続立体化又は単独立体化
- ・幹線道路をはじめとする体系的な道路ネットワークの整備
- ・交差点の改良

また、交通管制センターでは、テレビカメラや車両感知器などにより、主要幹線道路の交通量や交通渋滞などの情報を収集するとともに、収集した情報をコンピューターで解析して信号機のコントロールを行うなど、交通状況に応じた最適な信号制御を行っています。また、渋滞情報や交通情報を交通情報板、ラジオ放送、カーナビゲーション、インターネット等を通じてドライバーに提供することにより、交通渋滞の軽減に取り組んでいます。

これらの対策により、

- ・交通渋滞による車両の停止回数が少なくなるため停止中や発進時に排出される排気ガスや騒音が減少する
- ・スムーズな車の流れを作ることにより走行時間が大幅に短縮する

など、エネルギーの省力化により、人・地球に優しい環境づくりを推進しています。

イ 港湾

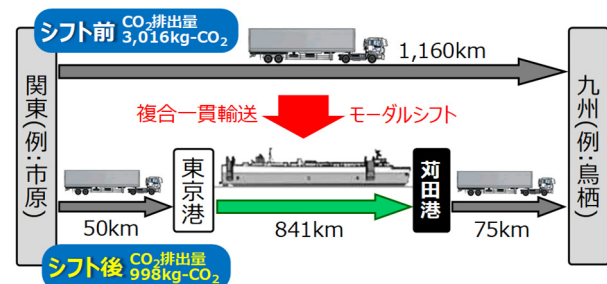
【港湾課】

港湾の分野では、大量輸送が可能で環境負荷の少ない、内航フェリー・RORO船^{*}等を活用した国内複合一環輸送の重要性・有効性が強く認識されています。

県営荇田港では複合一環輸送に対応した公共埠頭を整備しており、ここでは東京発着のRORO定期便が運航されています。(荇田港における関連貨物の取扱量の推移を下図に示しています。)

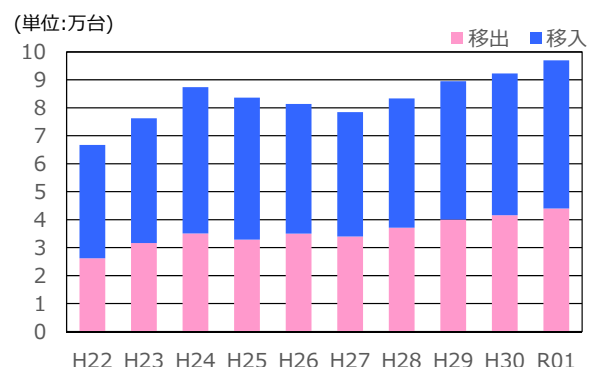
この航路では、新造船が相次いで就航し増便やリードタイムの短縮が図られており、九州全域へのモーダルシフトが推進されています。

荇田港におけるモーダルシフトの効果



イラスト出典：(財)日本道路交通情報センター 資料

荇田港におけるシャーシ取扱量(台数)の推移



(3) 公共交通・自転車の利用促進

【交通政策課】

バスや鉄道などの公共交通は二酸化炭素排出量が自家用車よりも少なく、自転車においては、

^{*}RORO船：コンテナクレーンを使わずに、貨物を積んだ車両が直接船内に入り出て荷役する貨物船。

二酸化炭素を排出しないなど、ともに地球環境に優しい移動手段です。しかし、中心市街地の空洞化等の都市構造の変化やモータリゼーションの進展等により、自家用車利用が増え、都市部での交通渋滞や、公共交通の利用減少によるバスや鉄道の路線廃止、減便などの問題が発生しています。

本県では、国、市町村、交通事業者等と連携し、公共交通網の整備、公共交通利用促進の啓発活動、パーク・アンド・ライドの推進、自転車の活用推進等に取り組んでいます。

〔主な取組〕

- ・路線バス、コミュニティバス（デマンド交通を含む）確保・維持のための補助
- ・第三セクター鉄道等への安全輸送設備整備等に対する補助
- ・公共交通利用促進キャンペーンの実施
- ・県ホームページでの情報提供
- ・パーク・アンド・ライドの推進
- ・自転車の活用推進

(4) トンネル照明、信号機のLED化

【道路維持課、警察本部】

道路照明のLED化は、平成30（2018）年度で完了しており、新設の道路照明灯は原則としてLED照明を採用することでエネルギー効率の向上については環境負荷の低減を図っています。

現在は、トンネル照明のLED化に着手しており、県が管理するトンネル34本のうち、LED化が必要な15本を令和3（2021）年度を目標に更新することとしています。

公安委員会が管理する信号機のLED化は、平成30（2018）年度で全て完了し、環境負荷の低減を図っています。

5 公共施設における取組

【環境保全課】

(1) 福岡県環境保全実行計画の概要

本県では、県自らが一事業者として環境保全に配慮した行動を行い、環境負荷の低減に取り組むため「福岡県庁環境保全行動計画」を策定し、平成10（1998）年4月から知事部局で取組

を開始しました。その後、対象機関を県の全機関に広げた「福岡県環境保全実行計画」を策定、第2期、第3期を経て28年1月に「福岡県環境保全実行計画（第4期）」を策定し、地球温暖化対策等の取組を率先して進めてきました。

令和2（2020）年度からは、8（2026）年度までの7年度（基準年度：平成25（2013）年度）を対象とする第5期計画に基づき引き続き取組を推進しています。

(2) 福岡県環境保全実行計画の実績

第4期計画については、令和元（2019）年度の実績を次頁の表にまとめています。

元（2019）年度の実績は、前年度と比べ気候が安定したことや節電意識が徹底された結果、電気使用量等が減少したことで温室効果ガス総排出量が前年度比4.4%減少（基準年度比5.1%減少）となりました。また、用紙使用量は前年度比1.1%減少（基準年比1.9%増加）となっています。

これにより、第4期計画は目標である温室効果ガス総排出量基準年度比5%削減を達成しました。

(3) 計画推進に向けた取組

本県では、今後とも県有施設における省エネ設備の導入（照明のLED化等）や先進的取組の共有、職場巡視等を通じ環境負荷の低減に取り組んでいきます。

環境保全実行計画 令和元（2019）年度実績

重点取組項目	令和元年度実績	令和元年度増減率 (平成26年度比)	目標増減率 (令和元年度)
① 温室効果ガス総排出量 (kg-CO ₂)	104,334,550	-5.1%	-5%
② 電気使用量 (kWh)	137,005,673	2.5%	-5%
③ 都市ガス使用量 (m ³)	2,478,740	11.9%	-5%
④ L P G・L N G使用量 (kg)	178,924	-11.5%	-5%
⑤ A重油使用量 (L)	1,331,836	-12.6%	-5%
⑥ 軽油使用量 (L)	725,648	-23.2%	-5%
⑦ 灯油使用量 (L)	755,737	-25.3%	-5%
⑧ ガソリン使用量 (L)	5,155,752	-12.1%	-3%
⑨ その他温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)	3,038,366	-1.2%	
⑩ 上水使用量 (m ³)	1,427,295	11.1%	-5%
⑪ 廃棄物排出量 (kg)	1,751,204	-57.3%	-10%
⑫ 用紙使用量 (枚)	356,572,714	1.9%	-5%
⑬ 環境物品調達率 (%)	99.9	—	調達率 100%

※基準年度は原則、平成26年度（指定管理者分の基準年度は平成27年度であり、基準年度比についてはその分反映済み。）

※①温室効果ガス総排出量は、②～⑧のCO₂換算量と⑨の合計。

※②は、令和元年度から新たに県負担となった学校エアコン分は差し引いて計上している。

※⑨は、ジェット燃料による排出CO₂、ボイラーに使用されたB重油及びC重油、公用車走行距離により算出された排出CH₄、N₂O、熱供給（蒸気、冷水）による排出CO₂、公用車カーエアコンに係るフロン類（HFC-134a）、麻酔剤から発生するN₂O、家畜の糞尿によるCH₄、肥料中の窒素由来のN₂O、下水のし尿処理等で発生するCH₄の合計（計画上の取組項目対象外）。

※温室効果ガス総排出量は、取組の成果を適切に把握するために基準年度（平成26年度）の排出係数を用いて算定。

※⑬は令和元年度に集計方法を変更し、項目数が増加したため、単純比較できない。

6 低炭素型の都市・地域づくりの推進

(1) 持続可能な都市づくり

【都市計画課】

都市づくりにおいては、人口減少・超高齢社会の到来、地球環境の保全、財政上の制約など様々な課題に対応し、将来にわたって持続可能な都市を構築するために、環境負荷が少なく、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近な街なかで送ることのできる「持続可能な都市づくり」が求められています。

本県では、都市づくりの基本的な方針を示し、今後の県や市町村が取り組むべき施策の考え方を示した「福岡県都市計画基本方針」（平成27（2015）年10月改定）に基づき、持続可能な都市づくりを推進しています。

(2) 建築物・住宅の省エネルギー化、長寿命化の促進

ア 建築物の省エネルギー化の促進

【建築指導課】

〔建築物省エネ法、エコまち法〕

我が国における全エネルギー消費量のうち、3割以上を建築物部門が占めており、産業、運輸部門が減少する中、建築部門の増加が著しいため、省エネ対策の強化が求められています。

本県では、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「エコまち法」という。）の施行を通して、建築物における省エネルギー化の促進を図っています。

＜規制的措置＞

建築物省エネ法により、延べ床面積2,000㎡以上の非住宅建築物の新築・増改築等については、省エネ基準の適合が義務化されています。

また、適合義務化の非住宅建築物を除く延べ床面積300㎡以上の建築物の新築・増改築等については、省エネ計画の届出書の提出が義務化されています。提出された省エネ計画

が省エネ基準に満たない場合は、指示・勧告等により規制しています。これらの規制的措置を円滑に施行するため、届出者等に対し、制度や評価方法、適合基準等についての説明や、省エネ性能を向上させる省エネ計画の作成方法についての指導・助言を行っています。

＜誘導的措置＞

建築物省エネ法及びエコまち法に基づき、建築物の新築計画が省エネ基準をより向上させた基準に適合しているか、既存建築物が省エネ基準に適合しているかについて、審査・認定業務を行っています。また、認定された計画については、建築行為が正しく行われたか報告を求めるなど、確実な履行に取り組んでいます。

イ 住宅の省エネルギー化、長寿命化の促進

【住宅計画課】

地球環境保護と持続可能な社会の実現のため、限りある資源を有効活用する循環型社会の形成に寄与し、環境に配慮した住宅の供給促進が求められています。

本県では、長期優良住宅などの良質な住宅の供給促進、省エネルギー性など環境に配慮した住宅の普及促進や県産木材等を活用した木造住宅の普及などにより「低炭素社会・循環型社会に寄与し将来世代に継承できる良質な住宅ストック形成」を目指しています。

＜長期優良住宅普及促進事業＞

長期優良住宅等の良質な住宅の供給促進のため、県内金融機関と提携し、一定の基準を満たした住宅を取得する方に向け、ローンの優遇制度「ふくおか型長期優良住宅ローン制度」を実施しています。

7 二酸化炭素以外の温室効果ガス排出削減の推進

【環境保全課、循環型社会推進課、廃棄物対策課】

オゾン層は破壊しないものの強力な温室効果ガスである代替フロンについては、冷凍空

調機器の冷媒用途を中心に排出量が増加傾向にあり、冷凍空調機器の廃棄時のみではなく、使用中においても経年劣化等により冷媒フロン類が機器から漏えいするため、排出量が急増すると見込まれています。

このため、フロン排出抑制法に基づき業務用冷凍空調機器の冷媒フロンの排出抑制が図られてきましたが、機器廃棄時の冷媒回収率は3割程度に低迷しています。こうした状況を踏まえ、関係事業者の相互連携によりフロン類の未回収を防止し、機器廃棄時にフロン類の回収作業が確実にされる仕組みを構築するため、同法が改正され令和2(2020)年4月から施行されました。

県では、関係者に対し、法改正の周知を図るとともに、立入検査等によりフロン類の排出抑制に取り組んでいます。

また、ノンフロン製品本体の購入や買替えを支援する低利融資を行っています。

メタン、一酸化二窒素の排出抑制については、住民・事業者によるごみの分別の徹底を促進します。

8 再生可能エネルギー等の導入促進

【総合政策課エネルギー政策室】

(1) 本県における再生可能エネルギーの導入状況

平成24(2012)年7月1日に再生可能エネルギー固定価格買取制度が施行されました。

本制度に基づいて県内に新たに導入された発電設備容量は、令和元(2019)年度末現在、全国第7位(約211万kW)となっています。

本県による推計では、元(2019)年度末現在の再生可能エネルギー発電設備の導入容量は約249万kWとなっており、3(2021)年度末までに230万kWとする県総合計画の目標を前倒しで達成しました。

今後も、再生可能エネルギーの更なる普及に向けた各種の取組を推進していきます。

再生可能エネルギー固定価格買取制度認定状況
(新規認定設備のうち稼働済み設備容量)

順位	都道府県名	認定設備容量
1	茨城県	3,416,505 kW
2	千葉県	2,547,518 kW
3	愛知県	2,475,538 kW
4	兵庫県	2,212,210 kW
5	北海道	2,209,535 kW
6	三重県	2,149,102 kW
7	福岡県	2,109,257 kW

(令和元(2019)年度末現在)
【出典：経済産業省資料から作成】

福岡県内の再生可能エネルギー発電設備の導入容量

再生可能エネルギー発電の種類	累積導入量 (kW)			
	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元 年度末	
太陽光発電	10kW 未満 (住宅用)	476,467	510,081	547,695
	10kW 以上 (非住宅用)	1,435,796	1,498,404	1,594,225
風力発電	30,726	32,718	30,738	
水力発電	22,072	22,568	23,478	
地熱発電	0	0	0	
バイオマス発電 ^(※)	150,119	219,521	293,963	
合計	2,115,180	2,283,290	2,490,098	

【出典：県における推計値(市町村アンケート等を基に独自に推計)】
注) 端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。
※ 廃棄物発電含む。また、累積導入量については、設備容量にバイオマス比率を乗じて算出。

(2) 分散型エネルギーの普及に向けた取組

ア 本県における率先導入

地域におけるエネルギー問題への意識改革を進め、地域の資源や特性を活かした再生可能エネルギーの導入を県内各地に広げるため、県有施設への再生可能エネルギーの導入を率先して進めています。

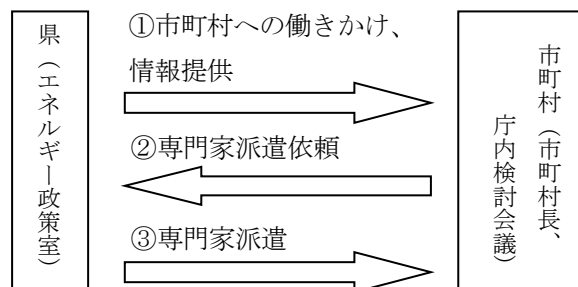
これまでに、水力発電設備を 5 か所(計 14,600kW)に導入したほか、県有施設 62 か所(計 1,045kW)に太陽光発電設備等を導入してきました。

イ 市町村における検討・事業計画の立案への支援

平成 30(2018)年度から「地域エネルギープランニングサポート事業」を実施しています。県内の市町村を主な対象とし、地域エネ

ルギーの活用方法の紹介から導入手法の検討まで総合的に支援することにより、地域の特性を活かした多様な再生可能エネルギーの導入等を促進します。

＜事業スキーム＞



ウ 地域の特性を活かしたエネルギー地産地消モデルの構築

地域の特性を活かしたエネルギー地産地消モデルの構築を促進するため、本県では、市町村が自ら又は民間事業者・NPO等と協働して行う再生可能エネルギー等の導入可能性調査に対する支援を行っています。

再生可能エネルギー等導入可能性調査支援実績
(直近3年間)

年度	調査内容	実施市町村
平成 29 年度	北九州市及び近隣地域におけるバイオマス供給体制構築可能性調査事業	北九州市
	小規模まちなか水素活用モデルの構築可能性調査事業	北九州市
	下水熱導入可能性検討調査事業	久留米市
平成 30 年度	普及啓発型小水力・小型風力発電導入可能性調査事業	みやま市
	竹・木質バイオマス熱供給事業構築可能性調査	北九州市
	地産地消社会形成可能性調査事業	中間市
令和元年度	小水力発電可能性調査事業	筑紫野市
	久末ダム小水力発電可能性調査事業	福津市
	ZEB 庁舎の実現に向けた再生可能エネルギー等導入可能性調査事業	糸島市
	既存公共建築物 ZEB 化可能性調査事業	久留米市

このほか、県管理ダムの放流水を活用した中小水力発電の導入や、施設園芸において、竹チップの発酵熱を活用した暖房費の削減と発酵熱の収量が増加する技術の開発、工場において太陽光発電から水素を製造し、利活用する取組を行うなど、エネルギー地産地消モデルの構築に向けた幅広い取組を県において進めています。

エ 民間活力を活用した再生可能エネルギーの導入

本県では、市町村や民間事業者の取組を支援するため、再生可能エネルギー導入検討に必要な基本データ（日照量・風況など）をワンストップで提供する、全国初の「再生可能エネルギー導入支援システム」（URL：<https://www.f-energy.jp/search/>）を平成24（2012）年7月から公開しています。

28（2016）年度から、県内の民間事業者等を対象に、専門的な知識や豊富な経験を有する人材を派遣し、課題解決を図ることにより再生可能エネルギーの導入等を支援する「福岡県再生可能エネルギー導入支援アドバイザー派遣事業」を実施しています。

再生可能エネルギー導入支援 アドバイザー派遣事業の概要

1. 対象者
県内に事業所を有する民間事業者、自治会、NPO法人等
2. 対象事業
①再生可能エネルギーの導入検討
②既に導入している再生可能エネルギー設備のメンテナンス、安全対策の検討
3. 対象分野
①太陽光発電（設備のメンテナンス、安全対策に係る相談に限る）、②小水力発電、③風力発電、④バイオマス発電・熱利用、⑤地中熱利用
4. 利用料
無料（1案件につき原則2回まで）

また、本県では、分散型エネルギーに関する総合相談窓口を開設し、民間事業者等からの再生可能エネルギー導入に関する各種相談に対応しています。

さらに、県有財産の有効活用を図るとともに、民間活力による再生可能エネルギー導入を促進するため、県有未利用地や学校など県有施設の屋根を民間事業者に貸し付け、太陽光発電設備を整備する取組を行っています。

オ エネルギーに関する情報発信

本県では、ホームページ「ふくおかのエネルギー（福岡県エネルギー総合情報ポータルサイト）」において、エネルギーに関する公募・助成情報や、セミナー・イベント開催情報などを発信しています。

エネルギーに関する最新情報については、ホームページ「ふくおかのエネルギー」（URL：<https://www.f-energy.jp>）で御確認ください。

カ コージェネレーションの導入促進

コージェネレーション（熱電併給システム）とは、天然ガスや石油、LPガス等を燃料として発電を行い、その際に生じる廃熱も回収し、給湯や冷暖房などに有効利用するシステムであり、平成30（2018）年7月に国が策定した第5次エネルギー基本計画においても、「エネルギーを最も効率的に活用することができる方法の一つ」とされています。

福岡県地域エネルギー政策研究会

地域における安定的なエネルギー・電力需給を確保し産業の活性化や雇用の確保を図るため、平成25（2013）年2月に外部有識者による「福岡県地域エネルギー政策研究会」を設置し、エネルギーの効率的利用の促進や分散型電源・高効率発電の普及など地方の役割や取組を幅広く研究してきました。

また、27（2015）年3月には、研究会から本県に対し、これまでの2年間にわたる検討結果を取りまとめた報告書（提言）が提出されました。

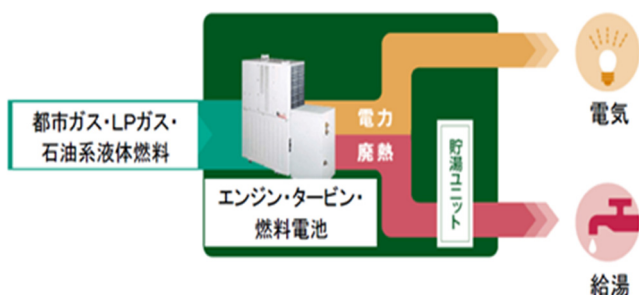
本県では、この報告書（提言）を指針とし、事業者、県民、市町村、大学・研究機関などの各主体と連携してエネルギー施策の更なる充実に努めます。

【研究会ホームページ】<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/eneken.html>



本県では、システムの特長や、最新の技術・導入事例、国や県の導入支援制度などを紹介する民間事業者向けのセミナーを開催するなど、コージェネレーションの普及に向けた取組を推進しています。

コージェネレーションの仕組み



(3) エネルギー対策特別融資制度の運用

民間事業者においては、「電力コストの上昇」や「原油・原材料価格の高騰」などが経営上の懸念事項となっています。生産コストの低減や産業競争力の強化を図る観点からも、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入が必要とされていますが、その導入に当たって多額の費用を伴うことが課題となっています。

このような現状を踏まえ、本県では、24の取扱金融機関及び信用保証協会と連携して、中小企業者を対象とした「福岡県エネルギー対策特別融資制度」を運用しています。

エネルギー対策特別融資制度の概要

1. 融資対象者
 - 県内に事業所を有する中小企業者
2. 融資対象設備等
 - 省エネルギー設備
 - 再生可能エネルギー設備
 - コージェネレーション、エネルギーマネジメントシステム、蓄電池
 - 建築物の省エネ改修
 - 水素ステーション など
 - (県内に設置する場合に限る)
3. 融資限度額
 - 再生可能エネルギー設備及び水素ステーション : 2億円以内
 - その他の設備等 : 1億円以内
4. 融資期間
 - 再生可能エネルギー設備及び水素ステーション : 15年以内
 - その他の設備等 : 10年以内
5. 融資利率
 - 1.1～1.3%
6. 保証料率
 - 再生可能エネルギー設備、蓄電池、水素ステーション : 0.25～1.62%
 - 省エネルギー設備、コージェネレーション、エネルギーマネジメントシステム、建築物の省エネ改修 : 0.13～1.56%

第4節 温室効果ガスの吸収源に関する対策（緩和策）

本県では、森林の適正管理やまちの緑の創造など、温室効果ガスの吸収源に関する対策に取り組んでいます。

1 森林の適正管理

【林業振興課】

森林は木材の供給や水源のかん養、土砂災害の防止といった機能を有しています。

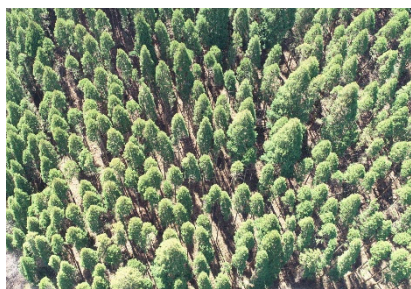
本県では、こうした森林の持つ多面的機能の持続的発揮を図るため、間伐などの森林整備を推進しています。

令和元(2019)年度は、福岡県森林環境税を活用した強度間伐等の取組が定着した結果、前年度に比べ15%増の2,819haの森林整備が実施されました。

今後は、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るために、元(2019)年度から譲与が始まった国の森林環境譲与税も積極的に活用し、森林整備をより一層推進することが期待されます。

強度間伐直後の森林

(上空からドローンで撮影)



強度間伐直後の林内



また、森林を県民共有の財産として守り育てていくため、福岡県森林環境税を活用し、県民自らが企画立案し、実行する森林づくり活動への支援を実施しています。これにより、元(2019)年度の森林ボランティア組織数は、前年度に比べ1組織増加し、252組織となり、森林ボランティア参加者数は、前年度に比べ776人増加し、39,538人となりました。森林を社会全体で守り育てるという気運は着実に県内各地に広がっています。

ボランティアによる植樹活動



2 まちの緑の創造

【林業振興課】

県有施設における緑化や、都市公園の整備において、緑地の適切な保全及び緑地空間の創出を行うなど、地域緑化を推進します。

3 二酸化炭素固定化のための県産材の長期的利用

(1) 公共建築物等における木材利用

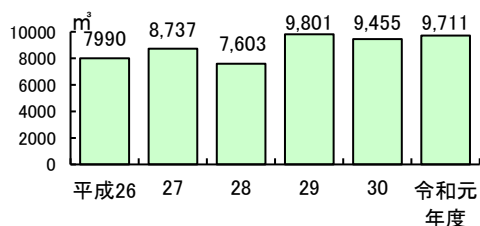
【林業振興課】

本県では、平成24(2012)年1月に策定した「福岡県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、公共建築物等の木造化や内装の木質化に向けた取組を進めています。

令和元(2019)年度は、久留米児童相談所一時保護所の木造化に加え、県庁内託児施設な

どの木質化を行いました。これにより、公共建築物等における木材利用量は、前年度と比べ3%、256m³増の9,711m³となりました。今後も、公共施設における木造・木質化の取組を継続するとともに、民間の非住宅分野においても県産木材の利用拡大に努めます。

公共建築物等における木材利用量



久留米児童相談所の木造化



(2) 木材の良さの普及啓発について

【林業振興課】

本県では、広く県民に森林の働きや木を使うことの大切さ、木の魅力を伝えるため、令和元(2019)年10月に久留米市鳥類センターで「ウッドフェスタ 2019 福岡」を開催しました。当日は946人が参加し、木工教室や木製遊具で、香り、肌触りといった木の魅力とふれあいました。参加者からは「木材にふれて、木の良さを感じることができた」といった声が聞かれ、たいへん好評でした。

また、県内の木育に取り組む団体に対して木製遊具を貸し出したほか、「住みいるフェア福岡 2019」に木の積木コーナーを出展するなど、木材の魅力を広くPRしました。

今後も、県民の森林や木材に対する理解を深める取組を推進していきます。

ウッドフェスタ 2019 福岡 (久留米市鳥類センター)



(3) 県産木材等を活用した木造住宅の普及

【住宅計画課】

地球環境保護と持続可能な社会の実現のため、限りある資源を有効活用する循環型社会の形成に寄与し、環境に配慮した住宅の供給促進が求められています。

本県では、県産木材等を活用した木造住宅の普及などにより「低炭素社会・循環型社会に寄与し将来世代に継承できる良質な住宅ストック形成」を目指しています。

＜快適な住まいづくり推進事業＞

再生可能な素材である木材を活用し、省エネルギーや耐久性など一定の基準を満たした長期優良住宅を支援することで木造住宅の供給を推進しています。

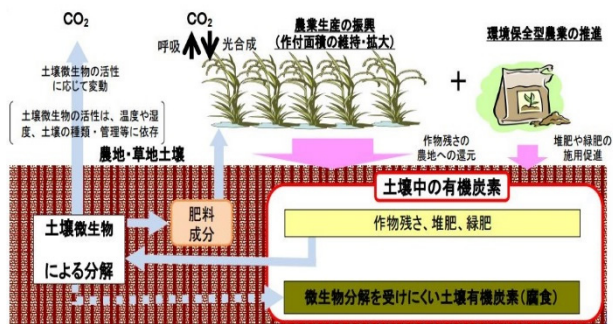
4 農地土壌炭素吸収源対策

【食の安全・地産地消課】

堆肥等の有機物を土壌中に投入すると、それに含まれる炭素は微生物により分解され、一部は大気中に放出されますが、一部は土壌中に貯留され、二酸化炭素の排出抑制に寄与します。

本県では、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する「環境保全型農業直接支払交付金」を活用するなど、その取組を支援しています。

農地・草地土壌の炭素収支モデル



【資料：農林水産省「農業分野における気候変動・地球温暖化対策について」(平成30年3月作成版)】

第5節 気候変動の影響への対応（適応策）

本県では、気候変動の影響による被害の防止・軽減を図るため、自然災害に備えたインフラ整備や高温に強い農作物の品種開発などの対策（適応策）に取り組んでいます。

1 気候変動適応センターの運営

【環境保全課】

適応策の更なる充実・強化を図るため、平成30（2018）年12月に「気候変動適応法」が施行されました。

本県では、令和元（2019）年8月に、気候変動影響や気候変動影響による被害の防止・軽減策（適応策）に関する情報の収集・発信拠点となる、「福岡県気候変動適応センター」を県保健環境研究所に設置しました。センターでは福岡管区气象台及び国の「気候変動適応センター」とも連携しながら、本県の地域特性に応じた気候変動の予測やその影響、適応に関する情報を収集・整理・分析し、2（2020）年度に整備予定の「情報検索システム」も活用して、市町村、事業者、県民に分かりやすく提供していきます。

あわせて、「気候変動適応推進協議会」を開催し、気候変動の影響や適応策について関係者間で情報を共有するとともに、气象台や専門家からの助言を得ながら、県内における気候変動適応の推進を図ります。

また、気候変動適応に基づき、九州・沖縄地域における広域的な連携による気候変動適応に関し必要な協議を行うため、平成31（2019）年2月に「気候変動適応九州・沖縄広域協議会」が設置されました。本県も当協議会に参画し、国・九州各県をはじめ、適応に関する関係機関との情報共有を図っていきます。

2 農林水産業に関する対策

(1) 温暖化に対応した品種の開発

【農林水産政策課、水田農業振興課】

県農林業総合試験場では、競争力が高く、かつ気候変動に対応した新品種の育成に取り組ん

でいます。これまでに、高温に強い米の品種として、「元気つくし」、「実りつくし」を育成しました。導入実績（令和元（2019）年産）は、それぞれ、6,230ha（18%※）、400ha（1%※）となっています。今後も、米をはじめ果樹等の品目でも高品質で高温に強い特性を持つ品種の開発に取り組みます。

※（）内の割合は、令和元年度県内水稻作付面積35,000haに対する割合

(2) 気象情報に基づく技術対策情報の提供

【経営技術支援課】

農業は、大雨や少雨、台風等の気象の影響を受けやすく、被害の発生が農家所得の減少に直結します。そこで、本県では、気象情報を基に、必要に応じて技術対策情報を発出しています。

令和元（2019）年度は、「凍霜害に伴う農作物等の技術対策」や「7月20日からの大雨後の農作物等に対する技術対策」など延べ13回の情報提供を行いました。

令和元年度に県内に発表した情報等の状況

発表月日	情報の名称
4月11日	凍霜害に伴う農作物等の技術対策
5月16日	高温に伴う農作物等の技術対策
6月13日	少雨に伴う農作物等の技術対策
7月18日	台風5号接近に伴う農作物等の技術対策
7月22日	7月20日からの大雨後の農作物等に対する技術対策
8月2日	台風8号接近に伴う農作物等の技術対策
8月9日	台風10号接近に伴う農作物等の技術対策
8月27日	長雨・日照不足に関する技術対策
9月4日	長雨・日照不足に関する技術対策
9月4日	台風13号接近に伴う農作物等の技術対策
9月20日	台風17号接近に伴う農作物等の技術対策
9月30日	台風18号接近に伴う農作物等の技術対策
10月9日	台風19号接近に伴う農作物等の技術対策

伝達先：普及指導センター、JA全農ふくれん など

※農業者には、普及指導センターを通じて情報提供

3 水資源に関する対策

【水資源対策課】

水の貴重さや水資源開発の重要性への理解、節水への意識を高めるための普及啓発として、国が定める「水の日」、「水の週間」に本県においても、啓発物品の配布や中学生を対象にした水の作文コンクール等を実施しています。

また、雨水の利用について普及・啓発を行っており、これまで情報発信力のある拠点に雨水タンクや集水ネットを設置してきました。花壇や農作業に雨水を利用してもらうことにより、水資源の有効活用に対する県民の意識向上を図っています。

4 自然生態系に関する対策

(1) 生物多様性の現状の把握

【自然環境課】

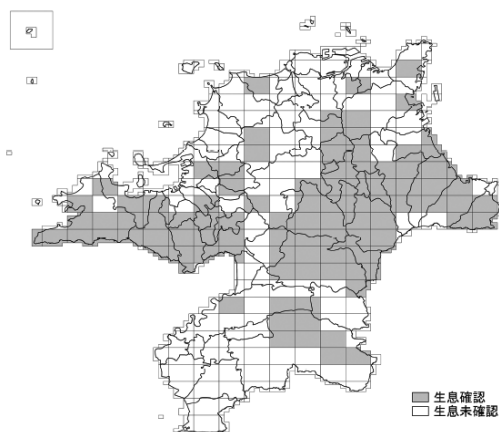
生物多様性の現状や変化の状況を把握することは、生物多様性の保全の基盤となります。

本県では、福岡県レッドデータブックの発刊や福岡県侵略的外来種リスト 2018 の作成に伴い、希少種や外来種を含めた多様な生物の分布情報の調査・収集を行っています。福岡県侵略的外来種リストでは、注目すべき外来種の生息・生育分布図を公表しています。

これらを定期的に更新していくことで、生物多様性の現状の把握に努めています。

「福岡県侵略的外来種リスト 2018」における

アライグマの生息分布図



5 自然災害に関する対策

(1) 情報伝達手段の多重化の促進

【防災企画課、消防防災指導課】

災害時に、市町村が住民に必要な避難情報等を伝達するための情報基盤を整備するとともに、市町村が実施する伝達手段の多重化について助言等の支援を行っています。

特に、災害により孤立するおそれがある地域の通信手段を確保するため、衛星携帯電話等を整備する市町村の支援を行っています。

(2) 自然災害対策

【農村森林整備課、道路維持課、河川管理課、河川整備課、港湾課、砂防課】

県民の生命と財産を守るため、治水、治山、砂防、道路防災などの自然災害対策を推進し、災害に強い県土づくりを進めます。

- ・保安林及び治山施設（治山ダム等）の整備
- ・公共インフラの防災対策
- ・河道や堤防等の整備
- ・洪水・高潮ハザードマップ等の作成支援
- ・砂防施設等の整備
- ・土砂災害ハザードマップの作成支援

6 健康に関する対策

(1) 熱中症予防の普及啓発・注意喚起

【健康増進課、私学振興課、体育スポーツ健康課】

「熱中症」は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。

本県では、熱中症予防に関する留意点等について、県ホームページや県広報紙への掲載、SNSによる発信、チラシ・パンフレット・ポスターの市町村への配布等を行うことにより、熱中症予防の啓発を行っています。令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により十

分な感染症対策を行いながら、熱中症予防にも取り組む必要があるので、例年以上に注意するよう周知を行っています。

また、県内学校の体育・スポーツ活動等における熱中症による事故を防止するための熱中症予防の普及啓発を継続して行います。

(2) 蚊媒介感染症対策

【がん感染症疾病対策課】

デング熱等蚊媒介感染症は、主に、感染した人の血を吸った蚊に刺されることによって感染します。

本県では、デング熱等蚊媒介感染症の発生リスクを評価するために、訪問者が多く蚊の生息に適した場所で、媒介蚊の発生状況を継続的に観測する蚊のモニタリング調査を実施しています。

また、県ホームページやチラシ等を活用し、デング熱等蚊媒介感染症の予防やまん延防止の啓発を行っています。

(3) 光化学オキシダント等の注意喚起

【環境保全課】

地球温暖化との関係性が指摘されている光化学オキシダント等の濃度上昇時においては、基準に応じて注意報等を発令し、報道機関や県ホームページ、市町村等を通じて速やかに県民へ注意を呼びかけています。